

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月15日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第38号

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則の一部を改正する規則

大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第55号）の一部を次のように改正する。

「第3章 特定

第1節 利

第2節 運

第3節 特

目次中「一第2条」を「・第2条」に、「一第35条」を「・第35条」に、

「第3章 特定地域型保育事

第1節 利用定員に關す

を 第2節 運営に關する基

第3節 特例地域型保育

第4章 雜則（第52条）

地域型保育事業者の運営に関する基準

用定員に関する基準（第36条）

営に関する基準（第37条—第49条）

例地域型保育給付費に関する基準（第50条—第51条）」

業者の運営に関する基準

る基準（第36条）

に改める。

準（第37条—第49条）

給付費に関する基準（第50条—第51条）」

第4条第2項から第5項までを削る。

第37条第2項を削る。

第41条第1項第3号中「号」の次に「及び第4項第1号」を加え、同条第4項第1号中「第24条第3項」の次に「（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同条第5項中「、次」を「次に改め、「ものに限る。）」の次に「又は国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の4第1項に規定する国家戦略特別区域小

規模保育事業を行う事業所」を加え、「者」を「施設又は事業所」に改める。

本則に次の1章を加える。

#### 第4章 雑則

##### (電磁的記録)

第52条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この規則の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この規則の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者等の承諾を得て、記載事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

3 電磁的方法は、教育・保育給付認定保護者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者等に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 電磁的方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者等から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者等に対し、記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この規則の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合における第2項から前項までの規定の読替えについては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第62条第6項の規定の例による。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。